

資料集

1 クリーン仙台推進員設置要綱(平成7年7月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、クリーン仙台推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(推薦及び委嘱)

第2条 推進員は、町内会、マンション管理組合及びその他の自治組織(以下「町内会等」という。)の推薦によって、市長が適当と認める者にこれを委嘱する。

2 前項の規定により推進員を委嘱する場合における推進員の定数は、世帯数が500未満の町内会等にあつては5人以内、500以上の町内会等にあつては10人以内とする。ただし、町内会等から希望があり、かつ市長が必要と認める場合は追加して委嘱することができる。

(給与等)

第3条 推進員には、給与は支給しないものとする。

2 推進員は活動を行うための費用について、予算の範囲内で、別に市長が定める額の弁償を受けることができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、7月1日から翌々年の6月30日までの2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する期間の中途において委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、前任者がいない場合には、委嘱された日から前任者がいた場合の残任期間に相当する期間とする。

(活動)

第5条 推進員の活動は次のとおりとする。

- (1)生活環境の清潔の保持に務めるとともに、地域住民による一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進に関する助言及び指導を行うこと
- (2)一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用に関し、本市と地域住民との間及び地域住民相互間の連絡及び調整を行うこと
- (3)一般廃棄物の自己処理に関する助言及び指導に務めること
- (4)地域住民の環境意識の普及啓発に努めるとともに、地域住民による集団清掃その他生活環境の向上のための活動を促進すること
- (5)本市の行う環境事業につき、調査並びに情報の収集及び提供を行うこと
- (6)不法投棄されやすい場所等を定期的に巡視し、不法投棄の事実を認めた場合には、速やかに、発見した区域を担当する環境事業所又は市長が別に指定する機関に通報すること
- (7)その他一般廃棄物の減量及び再生利用、生活環境の保全に務めること

(研修)

第6条 市長は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱するものとする。

- (1)本市の区域内に住所を有しなくなったとき
- (2)推進員の活動の遂行に支障があると認められるとき
- (3)その他市長が必要があると認めるとき

(活動報告)

第8条 推進員は、市長が開催する会議に出席し、その活動の状況及び成果について、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出席することができないときは、別に市長が定める方法により報告することができる。

(クリーンメイト)

第9条 市長は、推進員が地域での活動を遂行するために必要と認めたときは、町内会等の推薦により推進員の活動に協力する者（以下「クリーンメイト」という。）を委嘱することができる。

- 2 クリーンメイトには、給与は支給しないものとする。
- 3 クリーンメイトの任期は、推進員の任期に準ずるものとする。
- 4 クリーンメイトは、市長が認めた場合に限り、第6条に規定する研修に参加することができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は環境局長が定める。

2

クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱(平成27年3月6日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のクリーン仙台推進員(クリーン仙台推進員設置要綱(平成7年7月31日市長決裁)に定めるクリーン仙台推進員をいう。)として、多年にわたり地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に尽力し、その功績が顕著である者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰するものとする。

- (1)クリーン仙台推進員を継続して10年以上務め、地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発に貢献した者
- (2)前号に準じる功績があり、表彰に値すると認められる者
- (3)その他、市長が認める者

(基準日)

第3条 前条に規定する勤続年数は、毎年7月1日を基準日として判定するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、毎年7月に行うものとする。

2 表彰を受ける者に対しては、感謝状に添えて記念品を贈呈する。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は廃棄物事業部長が定める。

3 クリーン仙台推進員制度のあゆみ

平成4年2月	モデル事業としてスタート。21地区（青葉区5、宮城野区4、若林区5、太白区4、泉区4）から計63名を推進員に委嘱
平成5年4月	モデル事業として継続。33地区（青葉区8、宮城野区6、若林区6、太白区7、泉区6）から計98名を推進員に委嘱
平成6年4月	モデル事業として継続。各区1地区をモデル地区（連合町内会単位）とし、モデル地区内の全ての単位町内会から計93名を推進員に委嘱
平成7年8月	「クリーン仙台推進員設置要綱」を制定し、クリーン仙台推進員制度を本格的にスタート。対象地区を全市に拡大 ※推薦枠：1,000世帯未満＝1名、1,000世帯以上＝2人以内 ※推進員委嘱者数＝194名（平成8年1月現在）
平成17年8月	推進員と不法投棄巡視員を結合（推進員の活動内容の1つに不法投棄巡視を追加） クリーンメイト制度を新設 ※推進員委嘱者数＝1,117名、メイト任命者数＝428名（平成17年8月現在）
平成20年3月	町内会長等からの推進員推薦枠を拡充 ※推薦枠：500世帯未満＝5名以内、500世帯以上＝10名以内 ※推進員委嘱者数＝2,389名（うち追加委嘱者数＝1,277名）（平成20年6月現在）
平成23年1月	推進員の任期満了期日を7月31日から6月30日に変更 ※推進員委嘱者数＝2,162名、メイト委嘱者数＝1,459名（平成23年7月現在）
平成27年3月	「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」制定（推進員を継続して10年以上勤め、適正な分別・排出等貢献した方を表彰することとする） ※表彰者数：平成27年 210名、平成29年 92名、令和元年 318名、令和3年 144名
令和5年3月	※推進員委嘱者数＝2,443名、メイト委嘱者数＝1,485名

お問い合わせ先一覧(仙台市の局番:022)

◆推進員・メイトの推薦・委嘱、ごみの出し方・ごみ集積所に関すること

お住まいの区の環境事業所、環境局家庭ごみ減量課

問い合わせ先	所在地	TEL	FAX
青葉環境事業所	〒989-3121 青葉区郷六字葛岡57-3	277-5300	277-8750
宮城野環境事業所	〒983-0032 宮城野区仙石1-1	236-5300	236-6123
若林環境事業所	〒984-0835 若林区今泉字上新田103	289-2051	289-5775
太白環境事業所	〒982-0003 太白区郡山字上野4-1	248-5300	248-5361
泉環境事業所	〒981-3111 泉区松森字阿比古33	773-5300	373-1156
家庭ごみ減量課	〒980-0802 青葉区二日町6-12	214-8227	214-8277

◆資源物の分別・リサイクルに関すること

家庭ごみ減量課(TEL)214-8227

仙台市総合コールセンター 杜の都おしえてコール(TEL)398-4894

◆不法投棄・不法焼却に関すること

発見した区の環境事業所(上記参照)

産廃110番(TEL)214-3809(FAX)214-8356(土・日・祝・夜間(17:55~翌8:30)はFAXのみ)

◆放置自転車・バイク・自動車に関すること

最寄りの警察署または交番

◆町内会行事への支援に関すること

内容	問い合わせ先	TEL
環境事業所による出前講座	お住まいの区の環境事業所	(上記参照)
環境施設見学の申し込み	家庭ごみ減量課	214-8229
エコステーションキットの貸出		
市政出前講座の申し込み	市民局広聴課	214-6132
地域清掃ごみ袋の配布 ※地域清掃ごみ袋の収集 ・少量の場合 家庭ごみの日にごみ集積所へ出してください ・多量の場合 事前にお住まいの区の環境事業所へご相談ください	各環境事業所、家庭ごみ減量課 青葉区まちづくり推進課 宮城野区まちづくり推進課 若林区まちづくり推進課 太白区まちづくり推進課 泉区まちづくり推進課 宮城総合支所まちづくり推進課 秋保総合支所総務課	(上記参照) (代)225-7211 (代)291-2111 (代)282-1111 (代)247-1111 (代)372-3111 (代)392-2111 (代)399-2111
公園から出たごみの処理依頼	各区公園課、宮城総合支所公園課 秋保総合支所建設課	(上記代表電話へ)
道路側溝の土砂・ごみの処理依頼	各区道路課、宮城総合支所道路課 秋保総合支所建設課	(上記代表電話へ)

◆クリーン仙台推進員、クリーンメイトの活動での事故に関すること

47 各区まちづくり推進課、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課(TELは上記代表電話へ)

クリーン仙台推進員 推薦書兼変更・退任届

年 月 日

(あて先) 仙台市長

学区名
団体名

住 所 仙台市 区

代表者氏名

電話番号

クリーン仙台推進員について、下記のとおり推薦書兼変更・退任届を提出します。

【推薦枠】500世帯未満の団体：5名以内、500世帯以上の団体：10名以内

※推進員の委嘱を受けていた方を再度推薦する場合は「再任」を選択願います。(過去に推進員を経験した方で、期間が空いた方を再度推薦する場合も「再任」となります。)

	推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	退任 ※退任者を記入
1	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏名	氏名
	住 所 〒 ー 仙台市 区	【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()
	電話番号 ー ー	
	団体役職(就かれている場合) ()	
	事務処理欄 推進員No. ー ー 1 ー	
2	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏名	氏名
	住 所 〒 ー 仙台市 区	【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()
	電話番号 ー ー	
	団体役職(就かれている場合) ()	
	事務処理欄 推進員No. ー ー 1 ー	
3	(ふりがな)	(ふりがな)
	氏名	氏名
	住 所 〒 ー 仙台市 区	【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()
	電話番号 ー ー	
	団体役職(就かれている場合) ()	
	事務処理欄 推進員No. ー ー 1 ー	

裏面につづく

(R05.03)

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
4	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ()
事務処理欄 推進員No. — — 1 —	

退任 ※退任者を記入
(ふりがな)
氏名
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
5	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ()
事務処理欄 推進員No. — — 1 —	

退任 ※退任者を記入
(ふりがな)
氏名
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
6	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ()
事務処理欄 推進員No. — — 1 —	

退任 ※退任者を記入
(ふりがな)
氏名
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
7	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ()
事務処理欄 推進員No. — — 1 —	

退任 ※退任者を記入
(ふりがな)
氏名
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()

クリーンメイト 推薦書兼変更・退任届

年 月 日

(あて先) 仙台市長

学区名
団体名

住 所 仙台市 区

代表者氏名

電話番号

クリーンメイトについて、下記のとおり推薦書兼変更・退任届を提出します。
 ※メイトの委嘱を受けていた方を再度推薦する場合は「再任」を選択願います。(過去にメイトを経験した方で、期間が空いた方を再度推薦する場合も「再任」となります。)

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印		退任 ※退任者を記入	
1	(ふりがな)	(ふりがな)	
	氏名	氏名	
	住 所 〒 — 仙台市 区	【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()	
	電話番号 — —		
	団体役職(就かれている場合) ()		
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			
2	(ふりがな)	(ふりがな)	
	氏名	氏名	
	住 所 〒 — 仙台市 区	【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()	
	電話番号 — —		
	団体役職(就かれている場合) ()		
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			
3	(ふりがな)	(ふりがな)	
	氏名	氏名	
	住 所 〒 — 仙台市 区	【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ()	
	電話番号 — —		
	団体役職(就かれている場合) ()		
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —			

裏面につづく

(R05.03)

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
4	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ())
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —	

退任 ※退任者を記入	
(ふりがな)	
氏名	
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ())	

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
5	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ())
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —	

退任 ※退任者を記入	
(ふりがな)	
氏名	
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ())	

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
6	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ())
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —	

退任 ※退任者を記入	
(ふりがな)	
氏名	
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ())	

推薦(新任・再任)・変更(住所等) ※該当事由に○印	
7	(ふりがな)
	氏名
	住 所 〒 — 仙台市 区
	電話番号 — —
	団体役職(就かかれている場合) ())
事務処理欄 メイトNo. — — 2 —	

退任 ※退任者を記入	
(ふりがな)	
氏名	
【退任理由】 ※該当事由に○印 役員交代 その他 ())	